

23建災防事発118号
平成23年4月6日

一般社団法人日本トンネル専門工事業協会
会長 野崎正和様

建設業労働災害防止協会
会長 錢高一善

平成23年度 専門工事業者安全活動
自律促進事業の協力について(お願い)

時下、益々のご清栄のこととお慶び申し上げます。

当協会の業務運営につきましては、平素から格別のご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

当協会では専門工事業者を対象としたリスクアセスメントの普及・定着を推進するため「専門工事業者安全活動自律促進事業」を実施することいたしました。

本事業は専門工事業者が自主的に安全管理活動を実施できるように受講対象者を経営首脳者、安全衛生管理担当者、職長等に分け、リスクアセスメントの有効性、活用方法等についての研修会等を実施いたします。

なお、開催します研修会等については、当協会の各都道府県支部が実施することとなっており、支部により開催する研修会の開催回数が違う場合があります。また、本研修会等への参加費及び資料代については無料です。

貴団体におかれましては、昨年度の委託事業にもご協力いただいたことから、本年度も下記事項についてもご協力のほどよろしくお願ひいたします。

つきましては、お忙しいところ大変申し訳ありませんが、本事業推進にご協力いただける場合は、同封いたしました承諾書に必要事項を記入の上返信用封筒にてお送りください。何卒よろしくご協力を賜りますようお願い申し上げます。

記

ご協力をお願いする主な内容

- ・事業運営に関する委員会等への参画
 - (1)運営委員会の委員の推せん
 - (2)教材作成委員会委員の推せん
 - (3)教材作成ワーキング委員会委員の推せん
- ・当協会支部が開催する研修会、セミナー等への受講奨励
- ・事業推進のための協力員の委嘱
(人数に制限がありますので支部により協力員の委嘱はない場合があります。)
- ・その他事業推進のための資料配付等



専門工事業者安全活動自律促進事業実施要領

(平成23年度)

建設業における労働災害は、平成18年より減少してきたが、平成22年は増加に転じ、全産業に占める割合は死亡災害で約30%、休業4日以上では約20%を占めている。(平成22年労働災害発生状況・速報値より)

また、建設業における労働災害の多くは専門工事業者に所属して建設現場の第一線で直接作業に従事する作業員が被災する場合が多く、この作業員の安全衛生を確保するためには、工事を直接施工する専門工事業者の事業主自らが安全管理能力を高め、積極的な安全衛生管理活動を実施することが不可欠である。

そこで、専門工事業者が自主的に安全管理活動を実施できるよう業種別の危険性又は有害性等の調査標準モデル等を作成するとともに、作成した教材を活用し専門工事業者に対して支援・指導を行う。

1. 専門工事業者安全活動自律促進事業の実施

建災防本部（以下「本部」という。）と建災防都道府県支部（以下「支部」という。）とが連携をとりながら自主的に事業を実施する。

なお、本部及び支部は、本実施要領で示す事項に係る事業の円滑な実施を図るために、必要に応じ、厚生労働省、都道府県労働局（以下「労働局」という。）及び労働基準監督署と連絡・調整を図る。

2. 専門工事業者安全活動自律促進事業の実施期間

事業の実施期間は、平成23年4月1日から平成24年3月31日までとする。

3. 対象業種及び対象団体等

一種又は数種の専門技術を保持し、これに必要な専門作業員を雇用する専門工事業者及び、専門工事業者からなる団体等（以下「専門工事業者団体等」という。）とする。

4. 事業の実施体制の整備

（1）事業推進中央指導員の配置

本事業を円滑推進するため、建災防本部に事業推進中央指導員（以下「中央指導員」という）を1名配置する。

① 中央指導員の要件

中央指導員は次の条件を満たす者から選任する。

- イ. 建設工事の安全指導業務について、10年以上の経験を有する者
- ロ. その他イ. と同等以上の経験を有する者

② 中央指導員の職務

- イ. 支部に配置する専門工事業者安全活動自律促進指導員に対する指導・援助

- 口. 専門工事業者安全活動自律促進指導員を対象に実施するブロック研修会の講師
- ハ. 本部・支部の実施する事業への指導・支援
- 二. 本事業に係る各種資料作成等に関する業務
- ホ. その他（本事業に関連する業務）

（2）専門工事業者安全活動自律促進指導員の配置

事業の円滑な運営を図るために、支部に専門工事業者安全活動自律促進指導員（以下「促進指導員」という）を配置する。

促進指導員の人数は、1～3名程度とする。

なお、この枠を超える場合は、事前に本部と協議する。

① 促進指導員の選任・委嘱

促進指導員の選任・委嘱は、建災防が定めた選任用件を満たす者の中から建災防支部長が推薦し、建災防会長が選任・委嘱する。

イ. 促進指導員の選任・委嘱要件

促進指導員は、本事業が対象としている専門工事業者等の安全活動を支援・指導する上で必要な知識・技能を有しており、支部長が適当と認める者とする。なお、年齢は70歳未満が望ましい。

ロ. 推薦の方法

支部長は、選任・委嘱要件を満たす者で促進指導員として適任と思われる者を専門工事業者安全活動自律促進指導員推薦書に承諾書を添付し、会長あてに推薦する。

ハ. 委嘱状の交付

建災防会長は、支部長から推薦のあった者で委嘱要件を満たすものと思われる者を促進指導員として選任・委嘱し、委嘱状を交付する。

② 促進指導員の職務

- イ. 経営首脳者セミナー等研修会の講師
- ロ. 経営首脳者セミナー等研修会に関連する事項
- ハ. 本事業に関係する打合せ会への参画
- ニ. 事業場に対しての個別指導及び関連する事項
- ホ. 専門工事業者団体等との打合せ
- ヘ. 指導員研修会への参画
- ト. 本事業に関連する活動 等

③ 促進指導員の任期

促進指導員の委嘱期間は、委嘱の日から当該会計年度末日までとする。

（3）専門工事業者安全活動自律促進事業協力員の配置

支部又は促進指導員等と専門工事業者団体等に属する専門工事業者との連絡、調整等のため、専門工事業者安全活動自律促進事業協力員（以下「協力員」という）を専門工事業者団体等の核となる団体（本部が協力依頼を行った全国団体の地方組織）及び支部が依頼した専門工事業者団体に置く。

配置する協力員の人数は、原則として1業種1名計6名程度とする。

① 協力員の選任・委嘱

協力員の選任・委嘱は、建災防が定めた選任・委嘱要件を専門工事業者団体等に

明示し、専門工事業者団体等の推薦によって、支部長が委嘱する。

イ. 協力員の選任・委嘱要件

協力員の選任・委嘱要件は、専門工事業者団体等にあって指導的立場にある者。

ロ. 協力員の選任・委嘱

協力員の選任は、専門工事業者団体等の推薦により支部が選任し、支部長が委嘱状を交付し委嘱する。

5. 本部及び支部が実施する事業の内容

(1) 本部の実施内容

本部は、事業の円滑な推進を図るため、次の事項を実施する。

① 委員会の設置

イ. 事業の円滑な運営を図るため、有識者等で構成する委員会を設置する。

ロ. 安全衛生教育教材作成のための委員会を設置する。

ハ. 業種別(鉄骨工事業、板金工事業、サッシ・ガラス工事業、建具・内装工事業、れんが・タイル工事業、トンネル工事業)危険性又は有害性等の調査標準モデルの具体的な内容検討を行うため業種別にWG委員会を設置する。

② 専門工事業者安全活動自律促進指導員研修の実施

全国斉一的な指導展開を図るため、全国の促進指導員を対象として危険性又は有害性等の調査等の考え方、研修会等の指導方法及び教育教材の活用等について、研修を開催する。

③ その他

事業の円滑な事業実施のため、各種様式、促進事業パンフレット等を作成し、各支部、専門工事業者団体等に配布する。

(2) 支部の実施内容

各支部は、専門工事業者団体等と連携をとりながら促進指導員の協力のもと、専門工事業者団体等が行う自律的な安全活動を支援するため、次の事項を実施する。

① セミナー、研修会等の開催

各支部、下記のイ～ニの研修会等のなかから、三項目の研修会を選び合計で3回実施する。ただし、二の項目については、年間1回を限度とする。

イ. 経営首脳者セミナー

専門工事業者団体に属する専門工事業者の経営者又はこれに準ずる者を対象に、労働災害発生状況等から建設業における安全衛生管理の重要性及び、危険性又は有害性等の調査の目的及び重要性等について2時間程度を目安にセミナーを開催する。

また、セミナー終了後、アンケート調査を実施する。

ロ. 専門工事業安全管理担当者研修会

専門工事業者団体に属する専門工事業者の安全管理者又はこれに準ずる者を対象に、危険性又は有害性等の調査及びこの除去・低減対策を反映した店舗安全衛生計画の作成の方法、考え方等について4時間程度を目安に研修会を開催する。

また、研修会終了後、アンケート調査を実施する。

ハ. 専門工事業職長研修会

専門工事業者団体等に属する専門工事業者の職長及びこれに準ずる者を対象に、危険性又は有害性等の調査及びこの除去・低減対策を反映した作業手順書の作成方法、考え方及び、これを使用した毎日の作業での労働災害防止の方法等について4時間程度を目安に研修会を開催する。

また、研修会終了後、アンケート調査を実施する。

二. リスクアセスメント普及・定着セミナー

専門工事業者団体等の会合、大会等を利用し、危険性又は有害性等の調査等の必要性、考え方等について、2時間程度を目安に普及・定着活動を行う。

また、セミナー終了後、アンケート調査を実施する。

② 個別指導の実施

専門工事業者団体等に属する専門工事業者に対し、危険性又は有害性等の調査及びその除去・低減対策を反映した店社安全衛生計画の作成等について個別指導を実施する。

また、個別指導終了後、アンケート調査を実施する。

③ 打合せ会議の開催

この事業の円滑な実施を図るため、必要に応じて促進指導員及び協力員との打合せ会議を開催する。

(3) 指導実施結果報告書等の作成

① 業務処理及び結果報告

イ. 専門工事業者安全活動自律促進指導員日誌等

促進指導員は、業務を行ったときは、促進指導員日誌に記録し、翌月5日までに促進指導員日誌総括表を添付して、支部に提出する。

ロ. 専門工事業者安全管理活動等促進事業協力員日誌

協力員は、業務を行ったときは、促進事業協力員日誌に記録し、翌月5日までに支部に提出する。

ハ. 実施状況報告

四半期毎に、支部の実施状況を様式2-1により本部へ提出する。

二. 専門工事業者安全活動自律促進事業支出報告

支部は、様式3-1の専門工事業者安全活動自律促進事業支出報告を取り纏め、平成24年4月10日までに本部へ報告のこと。

6. 事業の経費

本事業の実施に伴う経費については、厚生労働省からの補助金をもって充当する。

また、本事業では経費の科目間変更及び追加交付は行えない。